

「事故死」民事判決で「殺人」

大阪地裁 保険金狙い認定

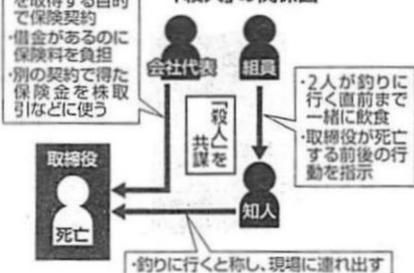
大阪府内の建設会社が、兵庫県内の海で溺死した取締役男性（当時46歳）の保険金1億円を支払うよう損害保険会社（東京）に求めた訴訟の判決で、大阪地裁（久留島群一裁判長）が「建設会社の代表らが共謀し、保険金目的で殺害した」と推認できる」として請求を棄却していたことがわかった。3月11日付。建設会社は控訴している。取締役の死亡について、兵庫県警は「捜査中」としている。

兵庫県警「捜査中」

判決によると、取締役は2012年3月5日朝、兵庫県内で、堤防近くの岩場から1〜2枚の海上につぶせて浮いているのが見つかった。夜約りに同行した知人男性36が、コンビ二から戻った際に発見したと

して通報。取締役は病院で死亡が確認された。兵庫県警は当初、争った形跡がないことなどから、堤防付近にいて雨のため足を滑らせ、地面などで頭を打ち、意識を失って転落した事故死と判断した。

民事訴訟の判決が認定した「殺人」の関係図



建設会社は、この9か月前、取締役が死亡すれば1億円が支払われる傷害保険に加入しており、1週間後、保険会社に支払いを請求。だが、事故ではないと拒まれ、12年10月に提訴した。判決は、保険会社の依頼

で司法解剖の結果を鑑定した専門医の意見書を踏まえ、遺体の状況を検討。頭を打って意識を失ったことを示す外傷がないことから、「足を滑らせた事故とは思えない」とした。そのうえで額や両手足にあった多数のすり傷に着目。浅瀬で何者か後頭部を押しさえられ、底に擦れられて傷ができたとし、呼吸ができないうつ状態に陥ったと推察。溺死したと考えるのが合理的と指摘した。

持ちかけられ、たまされたとして1億円以上の支払いを迫っていたなどとした。取締役と知人が釣りに行く直前、代表の知り合いの暴力団組員と真事をしていたことにも触れ、知人は組員と過去にトラブルがあったと逆らえなかったと

言及。実行犯は特定していないが、代表と組員の共謀があったと認定した。県警は、保険会社の指摘で12年4月に捜査を開始。代表や知人から事情を聞いたとされるが、容疑者の逮捕には至っていない。県警は読売新聞の取材に「捜査を終えたわけではない。個別の案件には答えられない」としている。

は事故死と判断しており、別の保険会社は保険金を支払っている▽取締役には重要な事案を任せており、保険契約は不自然ではない▽知人は買い物に行っていて殺害は不可能―などと事件性を否定していた。

建設会社の代理人弁護士は、代表は海外に滞在中で現時点で取材には応じられない」と話している。定するという意見もある。過去には、民事訴訟の判決が刑事事件のきっかけになったケースもある。神奈川県藤沢市で1993年に女性が焼死した事件で、横浜地裁は当初、交際相手だった男を嫌疑十分で不起訴にしたが、女性の両親が男に損害賠償を求めた訴訟の判決が2000年にあり、「殺人」と認定。地検は01年に殺人、現住建造物等放火両罪で男を起訴し、有罪判決が確定した。

民事の判断 刑事事件の契機にも

刑事手続きと民事訴訟の認定は必ずしも一致しない。刑事事件では、警察が強制力を伴う捜査で証拠を集め、検察が起訴するかどうか

かを判断する。公判では、「疑わしきは被告人の利益に」を原則とし、起訴内容がないレベルまで厳格な証明が求められる。有罪が見込める証拠がそろわない限り、逮捕も起訴もしないのが警察、検察の基本姿勢だ。

民事訴訟で事実認定の材料になるのは、捜査権を持たない原告、被告が自力で集めた証拠。裁判所の判断基準は刑事と同じレベル（ペテラン民事裁判官）とされるが、刑事とは証拠の質が異なるため7〜8割程度の証明でも「事実」と認

一元裁判官の平野哲郎・立命館大教授（民事訴訟法）は「民事訴訟の『犯罪』認定が有罪に直結するわけではない。ただ、訴訟で捜査機関が把握していない事実が明らかになれば、補充捜査を促す契機になる場合もある」と話している。